

令和4年度 第2回二宮町地域環境推進員連絡会次第

日 時 令和5年3月17日（金）

午前10時から

場 所 二宮町民センター2Aクラブ室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

(1) 啓発チラシについて

(2) 地域環境の課題について

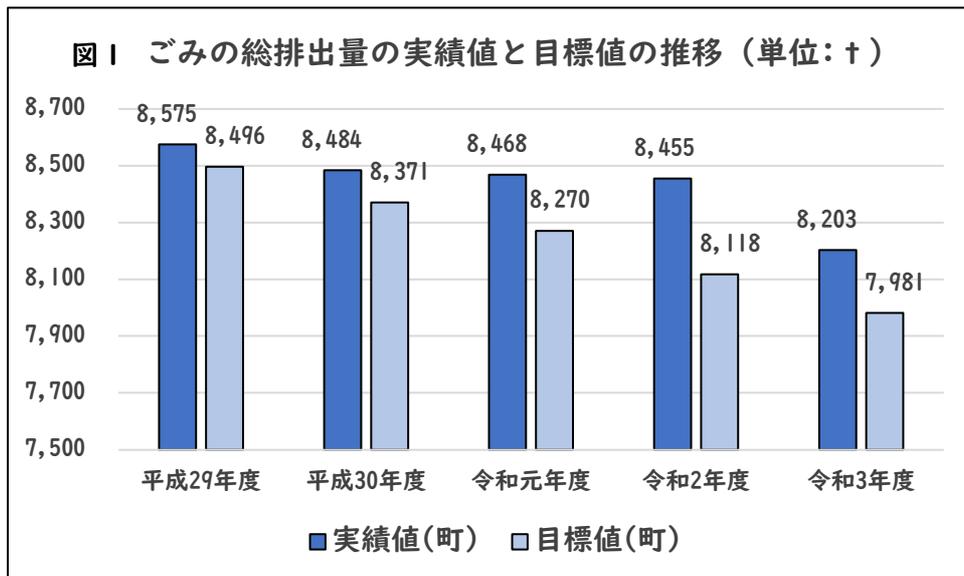
(3) その他

4. 閉 会

二宮町のごみの現状について

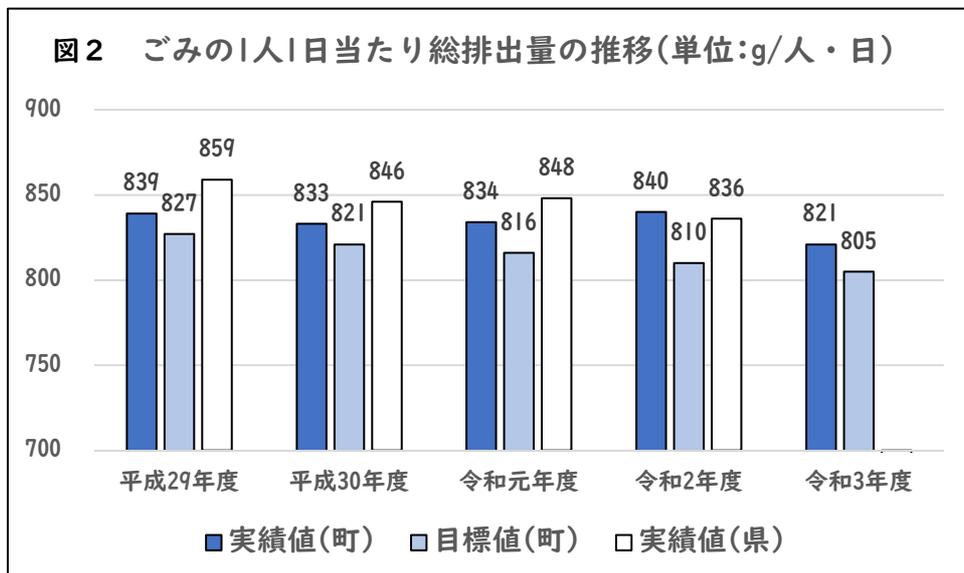
二宮町の年間のごみの総排出量（t：トン）は、下記のグラフ図1のとおり年々減少しておりますが、当町の一般廃棄物処理基本計画で定められている目標値は達成できておりません。

令和元年度と令和2年度のごみの減少率が悪くなっていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による外出自粛により、家庭内で過ごす時間が増えたことや、それに伴い、家の中の片付けが進んだことなどの影響が考えられます。



1人1日当たりのごみの総排出量（g/人・日）に換算し、町の実績値及び神奈川県全体の数値と比較すると、下記のグラフ図2のとおりとなり、神奈川県全体の数値と比べると令和元年度までは低くなっていましたが、令和2年度は高くなっております。

なお、令和3年度の神奈川県全体の1人1日あたりのごみの排出量は、これから公表されるため、グラフには反映されておられません。



令和3年度可燃ごみの組成分析結果

| 測定回数 | | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 平均 | |
|------------------|--------------------------------------|-------------------------|---------|----------|---------|--------|------|
| 採取年月日 | | R3.5.18 | R3.8.17 | R3.11.16 | R4.2.15 | | |
| 天候 | | 晴 | 雨 | 晴 | 晴 | | |
| 乾 ベ ー ス | ご み の 種 類 ・ 組 成 | 紙・布類(%) | 46.2 | 43.5 | 35.3 | 27.2 | 38.1 |
| | | ビニール・合成樹脂・ ゴム・皮革類(%) | 16.4 | 14.5 | 16.9 | 12.6 | 15.1 |
| | | 木・竹・わら類(%) | 9.9 | 3.2 | 3.7 | 2.4 | 4.8 |
| | | ちゅう介類(%) | 26.3 | 36.3 | 42.6 | 55.8 | 40.3 |
| | | 不燃物類(%) | 0.4 | 1.3 | 0.0 | 0.6 | 0.6 |
| | | その他 | 0.8 | 1.2 | 1.5 | 1.4 | 1.2 |
| | 単位容積重量(kg/m ³) | 300 | 300 | 270 | 310 | 295.0 | |
| 湿 ベ ー ス | 紙類(%) | 29.4 | 36.2 | 25.3 | 21.4 | 28.1 | |
| | 布類(%) | 5.5 | 2.3 | 0.5 | 0.4 | 2.2 | |
| | ※樹脂類(ビニール、合成樹脂、 ゴム、おむつ)(%) | 10.4 | 10.1 | 10.2 | 8.6 | 9.8 | |
| | 皮革類(%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 木類(草、落ち葉含む)(%) | 11.3 | 2.0 | 2.2 | 1.7 | 4.3 | |
| | 竹・わら類(%) | 0.0 | 0.0 | 0.3 | 0.2 | 0.1 | |
| | ※厨介類(動植物性残渣、 卵殻、貝殻含む)(%) | 42.7 | 47.9 | 60.7 | 66.0 | 54.3 | |
| | 金属類(%) | 0.2 | 0.6 | 0.1 | 0.4 | 0.3 | |
| | ビン類(%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | ※その他(陶磁器類、ガラス類 等)(%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | ※その他(孔眼寸法5mmの篩 を通過したもの) | 0.5 | 0.9 | 0.7 | 1.3 | 0.9 | |
| 三 成 分 | 水分(%) | 61.2 | 60.3 | 62.5 | 59.7 | 60.9 | |
| | 灰分(%) | 2.0 | 2.4 | 2.5 | 3.3 | 2.6 | |
| | 可燃分(%) | 36.8 | 37.3 | 35.0 | 37.0 | 36.5 | |
| 低位発熱量(計算値、KJ/kg) | | 5,390 | 5,510 | 5,020 | 5,470 | 5347.5 | |
| 低位発熱量(実績値KJ/kg) | | 6,130 | 5,860 | 5,490 | 5,870 | 5837.5 | |

もったいない！食品ロス



©東京ハイジ/ニ宮町

食品ロスとは？

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

日本では、食品ロスが、年間で約522万トンも発生しています。（農林水産省及び環境省令和2年度推計）。

これを国民1人当たりになると、1日113g（お茶碗1杯のご飯の量に相当）、年間約41キログラムの食品を捨てていることとなります。

日本の食品ロス522万トンのうち、家庭から出る食品ロスは247万トンで、主に食べ残し、手つかずの食品（直接廃棄）、皮の剥きすぎ（過剰除去）が発生要因です。



食品ロスを減らすための取組み

○買い物編

- ▣冷蔵庫に保存してある食材のリストを貼っておくなど、在庫管理をしっかりとしましょう。
- まとめ買いはできるだけ避け、必要なものを必要な分だけ購入しましょう。

○料理編

- ▣食べ切れる分だけ作るようにし、食材を使い切る調理法を実践しましょう。

○食事編

- ▣好き嫌いをなくして残さず食べ、外食では食べ切れる分を注文しましょう。



「賞味期限」は、おいしいめやす

食品ロスの期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。

いずれも開封していない状態で、表示されている保存方法で保存した場合の期限が表示されています。

消費期限は、「食べても安全な期限」、

賞味期限は、「おいしく食べることができる期限」です。

賞味期限は、過ぎてもすぐに廃棄せずに自分で食べられるかどうか判断することも大切です。



すぐに食べるなら、「てまえどり」

購入してすぐに食べる場合は、商品棚の手前にある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」にご協力いただくことにより、販売期限が過ぎて廃棄や返品されるお店での食品ロスを削減することができます。



ニ宮町生活環境課 電話 0463-71-5879

分ければ資源、混ぜればごみ



リサイクルできる雑紙を可燃ごみに混ぜていませんか？

可燃ごみの中には、リサイクルが可能な雑紙が多く混入しています。

分別して「資源物」として出せば、雑紙は新たな製品に生まれ変わり、可燃ごみを減量することができます。

限りある資源を無駄なく活用し、持続可能な循環型社会を推進していくため、雑紙の分別にご協力をお願いいたします。

雑紙とは？

家庭から出される古紙のうち、新聞・チラシ(広告)・雑誌・段ボール・飲料用パック以外の紙のことを言います。

例えば、ティッシュペーパーの箱、お菓子の紙箱、トイレットペーパーの芯、包装紙、封筒、メモ用紙、シュレッダー紙などがあります。

(右図参照)



※雑紙として出せないものとしては、レシートなどの感熱紙、宅配伝票などのカーボン紙、写真など化学処理されているものや、ティッシュペーパーなど汚れたものなどがあります。

雑紙の効果的な集め方

雑紙は、大きさや形状が異なるため、紙袋などを利用して分別することをおすすめしています。

ごみ箱の近くに紙袋や大き目の封筒を置いておけば、捨てる際に自然と分別ができ、小さな紙切れやお菓子の紙箱など、多くの雑紙を分別回収することができます。



雑紙は町の貴重な収入源



雑紙はリサイクルされて、新たな製品として生まれ変わるだけでなく、町は新聞・雑紙・段ボールなどの古紙を搬入先の事業者の有償で引き取ってもらっており、売払収入という形で収益を得ています。

なお、令和3年度実績としては、約年間480万円の収益があり、町の貴重な収入源にもなっていますので、雑紙の分別に、より一層のご理解とご協力をお願いします。



©東宮ハイジ/二宮町

ごみ置場の適正管理について

ごみ出し時間について

ごみは収集日の当日、朝8時まで地域で決められた場所に出してください。

前日の夜に出すと、カラスや猫などに荒らされる恐れがあります。

収集業者がごみを回収し終わった後に、ごみを出し、ごみが回収されないから取りに来てほしいなどといった相談を受けることもあります。

回収時間は、その日のごみの量や天候などによって、ずれることがありますので、町では全町的にごみは当日の朝8時までに出していただくようお知らせしています。



©東宮ハイジ/二宮町

不適正排出について

ルールが守られずに出されたごみに対しては、「収集できません！」ステッカー（右図のとおり）を貼り、ごみ置場に残していきます。

自分の出したごみに「収集できません！」ステッカーが貼られていたら、速やかに引き上げ、ごみ出しルールに従って、出し直してください。

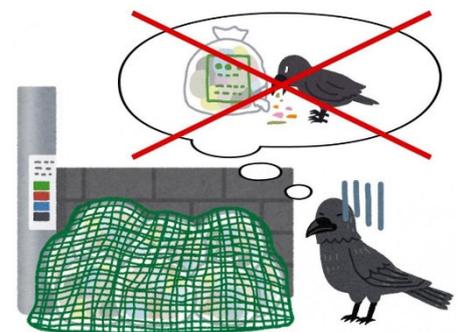
| 収集できません！ | |
|--|------|
| 分別されていません。 「家庭用指定ごみ袋」を使用してください。 「事業用指定ごみ袋」を使用してください。 | |
| 次の収集日に出してください | |
| 容器包装プラスチック | 剪定枝 |
| ペットボトル | 廃食用油 |
| ビン | 家電類 |
| 空き缶類 | 蛍光灯類 |
| 金属 | 可燃ごみ |
| 新聞・雑誌 | 破砕ごみ |
| 雑誌・雑誌 | 有害ごみ |
| 飲料用紙パック | 寝具類 |
| 布類 | |
| 直接持ち込むごみ 戸別収集(有料)をご利用ください。 二宮町では、処理できません。 | |
| 月 | 日 |
| 二宮町 生活環境課 電話 71-5879 | |

効果的なカラスネットの設置方法について

ごみ集積所にあるごみ全体をしっかりと覆うようにしてください。

ごみの一部がカラスネットからはみ出ていると、カラスネットの効果なくなります。

また、カラスは、カラスネットをめくりあげることがあります。カラスネットの端を、ごみ袋の下に巻き込むようにしてください。ペットボトルなどの重しを乗せると、さらに効果的です。



カラスにごみを荒らされないための工夫

○生ごみの排出方法を工夫する

カラスは主に目で見えて判断していると言われていたため、生ごみを指定袋に入れる際は、外側から見えないよう袋の中心に配置しましょう。

○生ごみを減らす工夫をする

生ごみを減らすことも有効な対策です。

料理を作りすぎないようにしたり、食べ残しをしないようにしましょう。





犬・猫の適正飼養について

©東京ハイイン/二宮町

○犬の飼い主の方へ

フン尿の始末について

飼い犬のフンの後始末は、飼い主の最低限のマナーです。
散歩に出かける前に、トイレを済ませ、散歩中に犬がフンをしたときは、必ず拾い、自宅へ持ち帰ってください。



放し飼いについて

犬の大きさに関係なく、犬を放し飼いにすることは、県条例で禁止されています。

噛みつき事故など思わぬ事故につながる恐れがあるため、絶対に止めましょう。

散歩の前に、首輪やリードが外れないか、確認しましょう。



○飼い主のいない猫にエサをあげている方へ

飼い主のいない猫に「エサ」を与えることは、その猫の管理者としての責任が発生します。猫のフン尿等で被害を受けている人や、動物の苦手な人もいます。

無責任なエサやりは、近隣住民とのトラブルの原因にもなりますので、周りの人に自分のしていることを説明し、相手に理解をしてもらえよう努力をしましょう。

○排泄場所を必ず用意しましょう

町に寄せられる猫の苦情のなかでも、最も多いのが糞尿の被害です。

ご自身の敷地内に猫用のトイレを用意し、ご近所の敷地内で排泄しないよう配慮してください。

○不妊去勢手術を行う

野良猫がかわいそうと思うのであれば、これ以上野良猫を増やさないようにするために、不妊去勢手術を行ってください。

不妊去勢手術を行わずに餌だけ与えていると、その地域で野良猫がどんどん増えていきます。

○置きエサをしない

エサを与える場所と時間を決め、食べ終わったら速やかに片づけて、きれいに掃除もしてください。



前回の連絡会で出された意見に対する回答について

Q：ごみ置場の管理や移設の問題など、町が直接住民から相談を受けたもので、町だけでは解決しきれないような案件について、地域環境推進員に個々に直接、相談をさせていただき、仲介役を担っていただく場合があるということですが、仲裁の依頼があった際に、実際にどのような言い方で、どのような立場で仲裁に当たっていったら良いのか、具体的に教えてほしい、例えば、私は地域環境推進員で町に言われたのでやってくださいとか？

A：町だけでは解決しきれないような案件について、問題がなるべく円滑円満に解決するよう、町と地域の顔つなぎ役を担っていただきたいと思います。

あくまでも、町が主体となり問題解決に当たっていきますので、まずはご相談に乗っていただき、場合によっては町と一緒に考えていただき、ご対応いただくこともあろうかと思っておりますので、是非ともご協力をいただけると助かります。

Q：タバコや犬のフンをポイ捨てしてしまった場合に、取り締まれるようなものはあるか？

A：町ではタバコや犬のフンなどのポイ捨てを禁止する法令がありません。

町民の方からご相談いただいた際には、町で作成した啓発看板の設置をお願いしております。

マナーアップに関し、町広報紙などにて引続き、呼びかけを行ない、周知に努めてまいります。

Q：地域美化清掃協議書を2週間前に出してほしいとのことだが、11月13日に実施する予定でいる。間に合うか？（連絡会は11月4日に開催）

A：2週間は目安の期限になりますので、期限を過ぎていても十分に合います。清掃日時が決まり次第、速やかにご提出いただきますようお願いいたします。

Q：生ごみ処理機補助の申請はどのように行ったらよいか？

A：生ごみ処理機補助の申請は、町生活環境課窓口（役場地下1階）、また、生ごみ処理機キエーロの申請については町商工会窓口でも行っております。

Q：イノシシの周知について、地区でできることはないか？

A：啓発チラシを回覧したいなど、ご要望がありましたら、当課で作成させていただきますのでご相談ください。

基本的には、町広報紙や町ホームページで周知をしているとおり、土地の適正管理や遭遇対策について注意を呼びかける内容のものとなります。

また、よく出没する場所には、注意を呼び掛けるための、注意喚起看板を設置することもできますので、ご要望がありましたらご相談ください。

Q：私有地の木が私道に覆いかぶさっていて困っている。

A：私有地及び私道については、町としても立入る権利がないため、大変申し訳ございませんが、地権者の方々の話し合いにより解決していただく内容となります。

Q：公園内でごみをポイ捨てされてしまう、どこに相談したら良いか

A：公園を所管する部署は、都市整備課公園緑地班となっております。

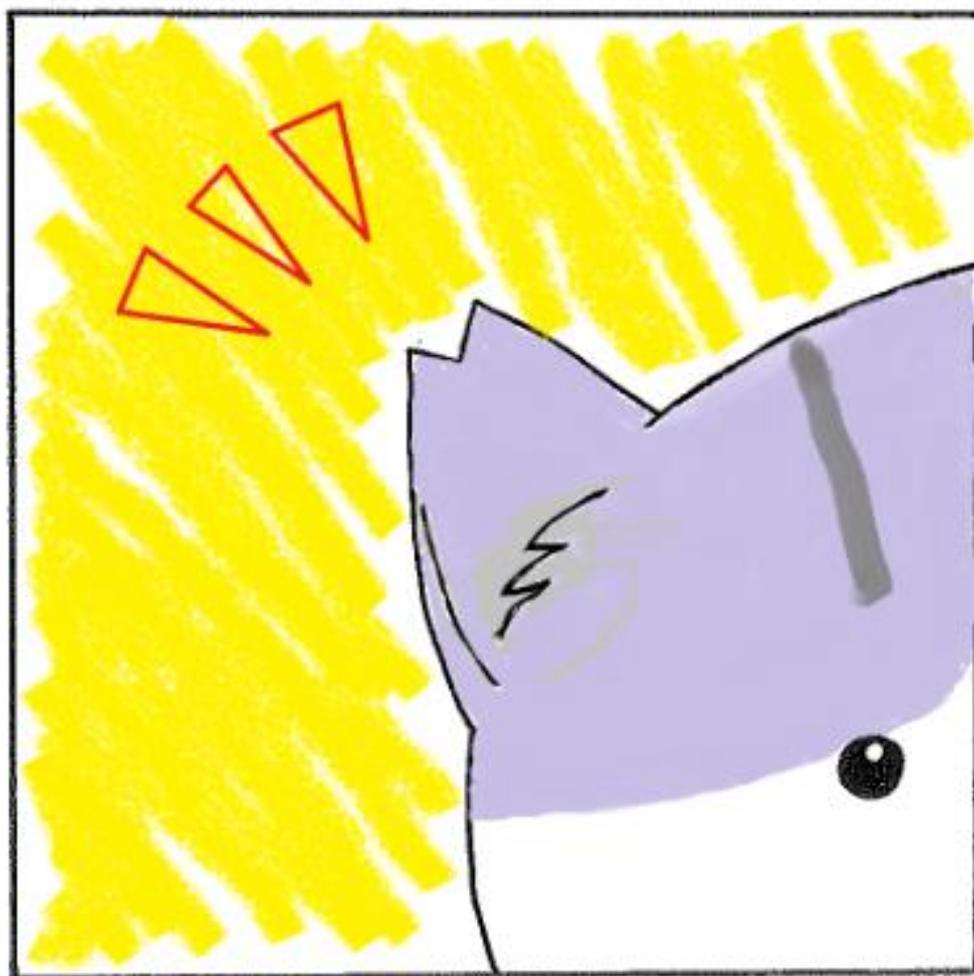
窓口は役場2階駐車場入口にございますが、相談窓口がわからない場合は、まずは当課にご相談いただければ、当課より担当課へ相談内容をお繋ぎさせていただきます。

Q：地区で一斉清掃した際に、コンビニエンスストアの周りが汚かった。事業者
に町から注意してもらうことは可能か、また、町で把握することはできない
か。

A：町から事業者に対して、お話をさせていただくことはできますが、注意とい
うよりは、お願いという形でのご相談になろうかと思えます。
町で毎週月曜日に環境保全パトロールを実施しており、庁用車で不法投棄や
不適正排出現場の巡回を行っております。
巡回してほしい箇所がございましたら、巡回ルートに追加させていただくこ
ともできようかと思えますので、ご相談いただきますようお願いいたします。

神奈川県飼い主のいない猫対策ガイドライン

～ 人と猫のよりよい共生を目指して ～



平成30年1月
神奈川県

目次

| | |
|----------------------|-------|
| はじめに | 1ページ |
| I 猫について | 2ページ |
| II ノラ猫との付き合い方 | 4ページ |
| 1 ノラ猫にえさをあげている方へ | |
| 2 ノラ猫にお困りの方へ | |
| III ノラ猫を減らすために | 6ページ |
| 1 TNR活動 | |
| 2 地域猫活動 | |
| IV ノラ猫の飼い主探し | 7ページ |
| V Q&A | 9ページ |
| 資料 ノラ猫が庭に来ないようにするために | 12ページ |
| 別冊 地域猫活動実践マニュアル | 13ページ |

【表紙のイラストについて】

表紙は耳カットした猫のイラストです。

これは、避妊去勢手術をした印です。耳カットを行うことで手術済の猫を再度手術してしまうことを防ぐことができます。

はじめに

平成28年度に全国の自治体が収容した猫は約7万3千匹で、このうち約63%が飼い主のいない子猫です。

収容した猫のうち、約63%にあたる4万6千匹ほどは新たな飼い主が見つからずに、やむなく殺処分しているのが現状です。

本県^{※1}では平成28年度に445匹^{※2}の飼い主のいない猫を収容しました。その大半(423匹)は子猫です。

飼い主のいない猫(以下「ノラ猫」という。)は、出産後、子猫を育てないこともあるため、「離乳前の子猫」が数多く動物保護センターに収容されます。こうした状況の中、殺処分を減らすため、ボランティアの方が子猫を引き取り、新たな飼い主に譲渡する活動を懸命に進めています。

一方、保健福祉事務所等には連日、猫による糞尿被害や発情期の鳴き声、ノラ猫へのエサやり等に関する相談が寄せられています。

そこで、本県では、収容される猫の低減化を図るとともに、ノラ猫に関することを地域で共通の課題の一つとして捉え、良い方向に向かうための一助として、本ガイドラインを作成しました。^{※3}

また、猫の好きな方にも嫌いな方にも有効な手法の一つである「地域猫活動」を推進するため、実践マニュアルを作成しました。

ノラ猫に関することを地域で共通の課題の一つとして捉え、良い方向に向かうための一助として、猫が好きな方だけでなく、ノラ猫でお困りの方もご活用ください。

※1 本県は横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市(寒川町含む)を除く神奈川県域を所管しています。

※2 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び藤沢市の収容数は除いており、各市の内訳は次のとおりです。

横浜市1,210(921)、川崎市432(354)、相模原市27(24)、

横須賀市63(52)、藤沢市32(32) ()内は子猫で内数

※3 横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市については、各市のガイドラインが適用されます。



I 猫について

ノラ猫との共生を考える時に、猫の生態を把握しておくことが大切です。そこで、猫の生態について説明します。

1 猫の妊娠

メスの猫は生後4～12か月で妊娠できるようになり、オスの猫は生後8～12か月で交尾できるようになります。春先に産まれたメスの子猫はその年の秋には妊娠できるようになります。また、猫は交尾の刺激で排卵するので、交尾すればほぼ100%妊娠します。

2 猫の出産

猫は1回の出産で4～8匹の子猫を産み、1年に2～4回の出産が可能です。

3 猫の増え方

計算上は、1匹のメス猫が1年で20匹、2年で80匹以上に増えることが可能です。猫は自然に従って妊娠・出産するだけで、自分で繁殖をコントロールすることはできません。

4 猫が増えすぎることによる影響

増えすぎた猫をめぐる地域のトラブルが全国で発生しています。また、近年は猫による野生動物の捕食など、自然環境や生物多様性への影響も心配されています。

5 猫の繁殖行動

性成熟したオスは大きな声で鳴いたり、自分の縄張りを保持するため、高い位置や目新しい物に尿スプレーをする習性があります。また、発情期のメスも、オスを誘うために尿スプレーをすることがあります。

6 猫の活動範囲

猫の活動範囲は環境によって変化しますが一般的には50～500mと言われています。メスや去勢されたオスの行動圏は小規模で狭いですが、去勢されていないオスは広く、メスの数倍と考えられています。

7 猫の活動時間

猫は夜行性と言われていますが、実際は夜も含め、1日の半分近くを寝て過ごします。そして、鳥などが活動を始める明け方や夜行性のネズミ等の小動物が活動する夕暮れ時に活発に活動します。

なお、ノラ猫の活動時間は餌やりの給餌時間によって変わります。

8 猫の寿命

家の中で飼われている猫の寿命は約10年、長いと15年以上生きる猫もいますが、ノラ猫の寿命は3～5年と言われています。これは、栄養不足、病気、気候変化による寒暖差、縄張り争い等、ノラ猫を取り巻く環境が厳しいためです。また、交通事故によって命を失うケースも多くあります。

1匹のメス猫が・・・



1年後には20匹以上



2年後には80匹以上



3年後には2000匹以上



メモ

神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。＊）で、平成28年度に路上で死亡して収容された猫は7,602匹です。

＊各市については、次のとおりです。

横浜市：5,752匹、川崎市：2,218匹、相模原市：982匹、横須賀市：1,388匹

Ⅱ ノラ猫との付き合い方

ノラ猫との付き合い方は様々です。

そこで、ここではノラ猫にエサをあげている方、ノラ猫にお困りの方に分けて説明します。

1 ノラ猫にエサをあげている方へ

ノラ猫はきちんと管理されていればお困りごとは軽減されますが、優しさからくるノラ猫へのエサやりが思わぬトラブルにつながることは珍しくありません。

ノラ猫にエサをあげる場合は次のような事を守り、近隣とのトラブルが発生しないよう心がけましょう。

- ・ エサをあげているノラ猫は避妊又は去勢手術をしましょう。
ノラ猫が産んだ子猫は屋外の気候の厳しさや交通事故、カラスの襲撃等にさらされることとなります。
- ・ 適正に管理している猫に対して、エサは決まった時間に決まった場所であげましょう。置きエサはせず、食べ終わったらすぐに容器等は片付けましょう。
- ・ トイレを設置しましょう。トイレは常に清潔に保ちましょう（トイレの設置については別冊「地域猫活動実践マニュアル」16ページ及び参考様式8「猫用トイレの設置」をご覧ください）。
- ・ エサをあげている猫が近所で迷惑をかけていないか気にかけてみましょう。
- ・ 周辺環境の美化に努めましょう。
ノラ猫を可愛がる気持ちが近隣トラブルにつながらないように、猫が苦手な人にも配慮しましょう。

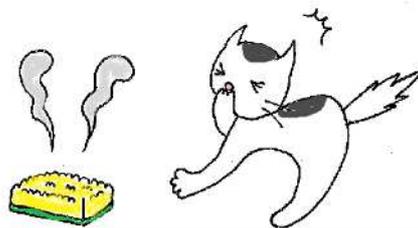
2 ノラ猫にお困りの方へ

猫が苦手な人や猫アレルギーの方だけでなく、敷地内に入ってきたノラ猫の糞尿等に困っている人が多くいます。ノラ猫は、避妊又は去勢手術を実施し、きちんと管理することで数年後には数が減っていくことがわかっているため、地域の方々と協力してノラ猫の管理をして行きましょう。

ここでは、敷地内に猫が入ってくると困る方々へ、侵入防止策を例示します。

- ・ 生ごみなどノラ猫のエサになるものは荒らされないように工夫する。
 - ・ 乾燥した砂地等、ノラ猫がトイレにする場所を作らない。
 - ・ 猫が苦手な水を猫にかからないようにまく。
 - ・ 刺激臭のする唐辛子、胡椒、たばこの吸殻等を水で薄めたものをスポンジに染み込ませて置いておく。
 - ・ 出産場所として侵入されないように、物置や納屋等を整備する。
 - ・ 市販されている猫除けの超音波発生器や水噴射式猫よけを設置する。
- ノラ猫が敷地内に入ることは仕方がないが、糞尿被害を軽減したい場合
 - ・ 敷地内の一角にノラ猫用のトイレを設置する。排泄場所が限定されるので、掃除の負担が軽減されます。

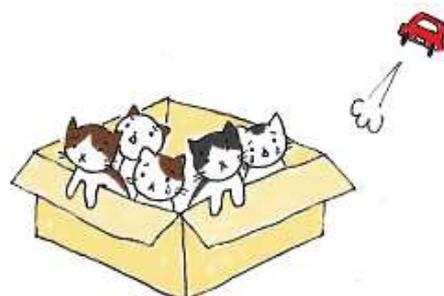
注意：ここに示した方法は一例です。また、効果については個体差があるのでいろいろな方法を試してみてください。その他の方法については、別添「ノラ猫が庭に来ないようにするために」を参考にしてください。



メモ

猫を殺したり傷つけたり捨てたりすると、虐待や遺棄にあたります。絶対にやめてください。

- 愛護動物を殺傷した場合：2年以下の懲役または200万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合：100万円以下の罰金
(動物の愛護及び管理に関する法律)



Ⅲ ノラ猫を減らすために

ノラ猫は人が繁殖をコントロールしなければ、自然に増え続け、トラブルもどんどん増えてしまいます。

望まない繁殖を防ぎ、ノラ猫の数をコントロールする確実な方法は避妊又は去勢手術です。ノラ猫の避妊又は去勢手術は、地域のためにも、猫のためにも必要です。避妊又は去勢手術には、次表のような効果が見込まれます。

ここでは、避妊又は去勢手術によるノラ猫の管理を中心に説明します。

【避妊又は去勢手術の効果】

| | 避妊手術（卵巣と子宮の除去） | 去勢手術（精巣の除去） |
|----|---|---|
| 効果 | <ul style="list-style-type: none">● 望まない妊娠がなくなる● 卵巣や子宮の病気や乳腺腫瘍などの予防● 発情期特有の行動が減る（大きな鳴き声、トイレ以外での排泄等） | <ul style="list-style-type: none">● 行動範囲の縮小● 発情期特有の行動が減る（大きな鳴き声、マーキング、ケンカ、攻撃性等）● 精巣や前立腺、肛門周囲の病気の予防● メスへの興味による性的ストレスの軽減 |

注意：管理する猫はすべて避妊又は去勢手術をしましょう。未手術の猫がいると、子猫が新たに産まれる可能性があります。

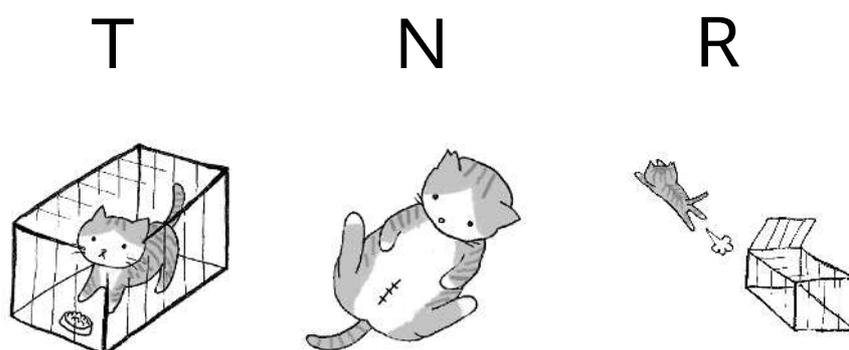
また、直ちに猫が減るわけではないので糞尿被害等の問題はすぐには解消しません。

しかし、ノラ猫は着実に減っていきますので有効な対策の一つです。

1 TNR活動

ノラ猫の繁殖を抑え、今以上にノラ猫が増えないようにすることを目的に、捕獲（T r a p）し、避妊又は去勢手術（N e u t e r）をして元のテリトリーに戻す（R e t u r n）活動のことです。

「TNR活動」はノラ猫を増やさないための早期対策が可能ですが、TNR後に、地域の問題として対応する（地域猫活動）ことが理想です。



2 地域猫活動

避妊又は去勢手術して一代限りの命を全うさせる活動のことです。

この活動では、ノラ猫をTNR後に地域住民の合意のもと、飼育管理者を明確にし、その地域にあった方法で、飼育する対象の猫の把握、エサやトイレの管理、周辺環境の美化等適切に飼育管理します。

地域猫活動の具体的な手法については、別冊「地域猫活動実践マニュアル」を参考にしてください。

IV ノラ猫の飼い主探し

避妊又は去勢手術したノラ猫が人馴れをしている猫や子猫の場合は、元いた場所に戻さないで、新しい飼い主を探すことで、ノラ猫を原因とするいろいろな問題を減らすことができます。ここでは、猫の新しい飼い主の探し方について説明します。

1 身近な人に相談する

友人や知人等、身近に猫を飼いたいと思っている人はいませんか。身近な人にきくことで輪が広がり、新しい飼い主が見つかることがあります。

2 ポスターを作製する

猫の写真、種類、毛色、性別、推定年齢、体格（体重など）、性格、実施した医療措置、連絡先等を記載し、許可を得た上で、動物病院やスーパー、ホームセンターの掲示板、タウン誌や地元紙の広告等多くの人の目に触れる場所に載せましょう。

3 インターネットの飼い主募集サイトやSNSに掲載する

なるべく多くのサイトに登録しましょう。サイトによって掲載条件があるので、よく確認してください。

<新しい飼い主の条件>

とにかくもらってくれば、という譲渡は結果的に猫の飼い主も猫も不幸にしてしまいます。次の項目を参考に信頼できる方かを見極めましょう。また、新たに不幸なノラ猫を増やさないためにも、譲渡前にできるだけ避妊又は去勢手術を施しましょう。月齢などで譲渡前に避妊又は去勢手術ができない場合は、譲渡後に飼い主が責任をもって避妊又は去勢手術を施しましょう。

- ・家族全員が動物を飼う事に賛成していること。
- ・住居がペット飼育可能であること。
- ・最期まで飼い主としての責任を果たせること。
- ・手術前の子猫を譲渡する場合、避妊又は去勢手術を実施すること。
- ・動物アレルギーの家族がいないこと。
- ・室内で飼養すること。
- ・屋外に出てしまったり、地震などの災害時にはぐれても、身元確認ができるように、マイクロチップや迷子札つきの首輪を装着すること。

<譲渡前にやっておくと良いこと>

ある程度の医療措置等が済んでいた方がもらわれやすくなります。譲渡費用については事前に説明しましょう。また、新しい飼い主による飼育放棄を防ぐためにも猫を人に馴らせておくことは重要です。

- ・避妊又は去勢手術（子猫の場合は譲渡後に必ず実施するよう誓約を交わす）
- ・ノミダニ等の駆除
- ・ワクチン接種
- ・健康診断や血液検査
- ・マイクロチップの装着 等

V Q & A (保健福祉事務所等によくある質問と回答例)

Q 1 ノラ猫を捕獲してほしい。

A 1 行政機関ではノラ猫の捕獲は行っていません。犬の場合は、法令等(※ 1)の規定により、放たれている場合には動物保護センターが捕獲・収容を行います。

しかし、猫には同様の規定がなく、また、所有者がいないことを確認することが困難なため、ノラ猫を捕獲し収容することはできません。

なお、遺棄するために捕獲した場合は100万円以下の罰金(※ 2)となる場合もあります。

※ 1 狂犬病予防法、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例

※ 2 動物の愛護及び管理に関する法律

Q 2 ノラ猫が家に住み着いたので駆除してほしい。

A 2 動物保護センター、保健福祉事務所等ではノラ猫の捕獲や駆除は行っていません。

ノラ猫が住み着いた理由としては、柔らかい土や砂地がある、隠れる場所がある等、その猫にとって居心地がいい場所であることが考えられます。居心地を悪くすれば、その場からいなくなる可能性がありますので、別添「ノラ猫が庭に来ないようにするために」を参考にしてください。

Q 3 ノラ猫が敷地内で子猫を産んでしまった。

A 3 しばらく様子を見てください。子育て中に母猫を追い出すと子猫を放置することがあります。住み着かれて困っているのであれば、別添「ノラ猫が庭に来ないようにするために」を参考にしてください。

Q 4 敷地内で子猫が産まれたが母猫がいない。

A 4 母猫は、エサをとるために一時的に留守にすることがあります。また、子育ての場所を変えるため、引越しの途中かもしれません。母猫は1匹ずつしか子猫を移動できないため、残りの子猫が一時的に放置されますが、戻ってくると思われます。

母猫が戻って来ず、子猫が弱ってしまっている場合などには保護することもありますので、動物保護センター又はお住まいの地域の保健福祉事務所等(巻末に記載の問合せ先リスト参照)にご相談ください。

Q 5 ノラ猫が路上で死んでいる。

A 5 死体の処理については各市町村の清掃事業所等にご連絡ください。

Q 6 猫から人に感染する病気はあるか。

A 6 猫から人に感染する病気には、猫ひっかき病、トキソプラズマ症等様々なものがあります。また、外で生活している猫の場合、室内飼養の猫と比べ、ノミやダニが寄生している可能性は高くなります。

猫に限らず、動物を触った後は必ず手を洗ってください。体調が悪い場合には医師に相談してください。なお、猫エイズや猫白血病は人には感染しません。

詳細をお知りになりたい場合は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index.html）をご覧ください。

【猫ひっかき病】

猫にひっかかれたり、かまれたりして感染します。傷を受けてから数日後に発熱や傷口に近いリンパ節の腫れを起こします。人が感染してもほとんどの場合が軽傷であり、多くの場合自然に治りますが、医師の診察を受けることが望ましいです。

予防：猫は原因菌を持っていても無症状なので、猫の爪を定期的に切り、傷つけられないように注意しましょう。

【トキソプラズマ症】

トキソプラズマ症は原虫が原因で、猫が固有の宿主ですが、人や豚等も感受性を持っています。人が感染してもほとんど無症状ですが、妊婦が初感染した場合、流産や胎児に障害を起こすことがまれにあります。

予防：猫のふんはすぐに片付けて、よく手を洗いましょう。また、定期的に猫の検便、駆除をしましょう。

Q 7 ノラ猫を飼ってもよいか。

A 7 飼い主がいる可能性もありますので、動物保護センター、お住まいの地域の保健福祉事務所等（巻末に記載の問合せ先リスト参照）、警察署に保護したことをご連絡ください。

なお、飼う場合は室内で飼養する等、責任をもって最期まで飼ってください。

Q 8 ノラ猫にエサをやっている人がいる。

A 8 ノラ猫にエサを与える行為は禁止されていません。エサを与える場合は置きエサをしない、トイレを設置する等適切な方法で行うよう、あげている人に助言をしています。詳しくはお住まいの地域の保健福祉事務所等（巻末に記載の問合せ先リスト参照）にご相談ください。

Q 9 ノラ猫を虐待している人がいる。

A 9 虐待を行った者は動物の愛護及び管理に関する法律により100万円以下の罰金が課せられます。お住まいの地域の警察署や保健福祉事務所等（巻末に記載の問合せ先リスト参照）にご相談ください。

Q10 ノラ猫の避妊又は去勢手術をしたいが、補助制度はあるか。

A10 市町村が手術費の補助制度を設けている場合があります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



ノラ猫が庭に来ないようにするために

において防ぐ方法 (スポンジに含ませて、庭や猫の通路に置く、又は撒布するなど)

- 米のとぎ汁 (とぎ始めの濃い目の汁を撒く)
- 食用酢 (2倍～10倍に希釈して使う)
- 塩素系漂白剤 (台所用のブリーチ、ハイターなどを希釈して使う)
- ナフタリンや樟脳を置く
- 正露丸 (水に溶いて使う)
- お茶やコーヒーの残りかす (乾燥させて使う)
- たばこの吸殻を数日漬けた水
- 使わなくなった香水・コロン
- 木酢液 (園芸店などで販売)
- にんにく、唐辛子、みかんの皮、たまねぎなど (細切して使う)
- コショウなどの香辛料
- ゼラニウム、レモングラス、ローズマリーなど (葉が香る種類の植物)
- 消石灰 (土壌改良剤にもなる。なお、「生石灰」は危険なので絶対使わないこと)
- 猫の忌避剤 (ホームセンターなどで販売)

もので防ぐ方法 (猫は庭への出入りやトイレに同じ場所を使うので、そこに置くなど)

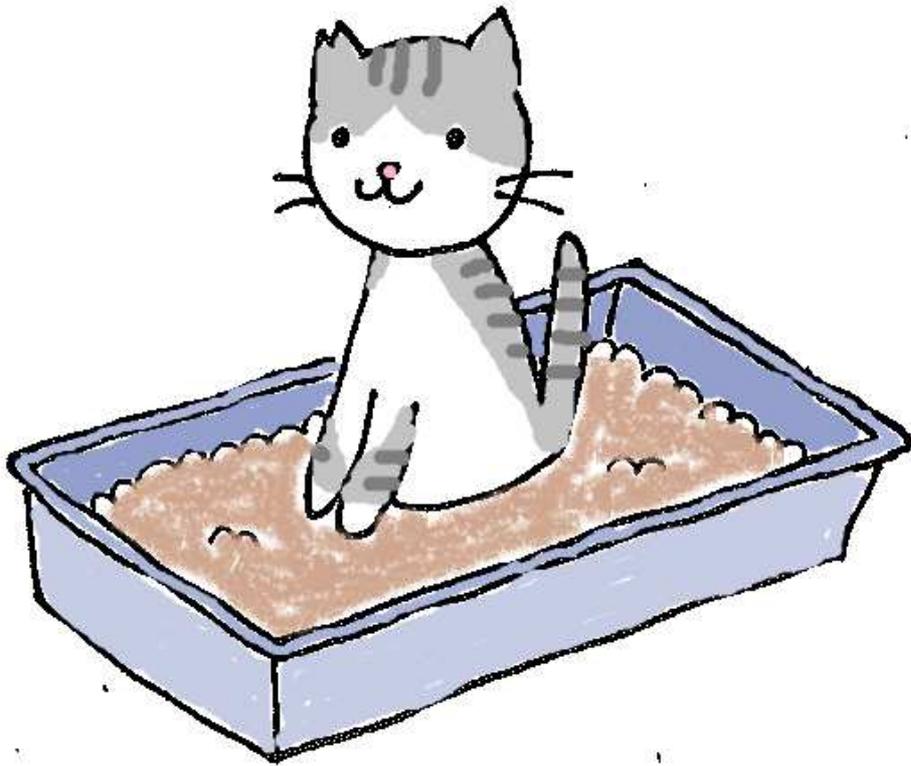
- バラ、ピラカンサス、ヒイラギなど棘のある植物の枝 (球根など掘返しを防ぐ)
- よく洗って乾かした卵の殻をくいだしたもの
- 猫除けのトゲ付きマット (ホームセンターなどで販売)
- ヒモや棒、有刺鉄線、植木鉢、レンガ等で物理的に妨害
- 猫が苦手な水を猫にかからないようにまく (水を嫌う習性を利用し、居心地を悪くする)
- ネットをゆるめに張る (1.5mほどの高さがあると良い)
- アルミ箔 (足音がするので嫌がる)
- 超音波の猫侵入防止機、水噴射式猫除け (ホームセンターなどで販売)

効き目には個体差があり、あまり反応しない猫もいます。猫が慣れることで反応しなくなる場合もありますので、いろいろな方法で何度も繰り返しやってみてください。



神奈川県飼い主のいない猫対策ガイドライン別冊

「地域猫活動実践マニュアル」



本マニュアルでは地域猫活動を実施するにあたり、基本的な流れを説明します。また、活動するにあたり必要な書類の様式を参考に添付しました。各地域の実情に合わせて活用していただければと思います。

1 地域の合意を得る

地域猫活動の実施には周辺住民の理解が必要です。地域猫活動は、一方的に行おうとすると、ご近所トラブルの原因になりかねません。地域猫活動を行う前に、まず、活動予定地域の住民に十分に趣旨を説明し、可能な限り理解を得た上で行いましょう。地域で話し合いを行う際は、実際に活動する人、自治会、ノラ猫の被害を受けている人、ノラ猫対策に反対する人も含めましょう。

事前に各関係者が集まって現状を確認した上で、どのような活動を行うか検討し、共通の認識の下で活動を始めることが重要です。

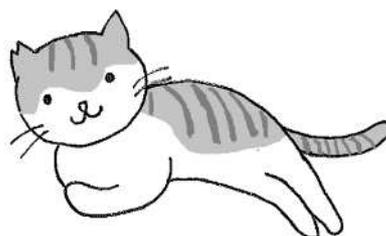
2 仲間集めと活動のルール作り

活動に賛同してくれる仲間を集めましょう。人が集まったら行政や地域猫活動に詳しいボランティア団体に相談することで今後の活動の方向性等が具体的になります。参加者で役割分担、ローテーション、日程を決め、無理なく活動が継続できるよう、体制を作ります。また、トラブルに対処できるように、代表者を決めましょう。代表者の連絡先などは明確にしておきます。苦情や意見は真摯に受け止め、記録として残しておくことで役に立ちます。

3 ノラ猫の数の把握

活動予定地域内のノラ猫の数を可能な限り把握しましょう。管理する猫はすべて避妊又は去勢手術をしましょう。未手術の猫がいると、子猫が新たに産まれる可能性があります。

地域猫の数の把握が正確でないと、せっかく活動しても猫の数は減少しません。また、「ノラ猫マップ」があると有効です。数の把握と併せて作成しましょう。



4 ノラ猫の捕獲

ノラ猫の捕獲には捕獲器を使うと便利ですが、注意しないと飼い猫を捕獲したり、捕獲したノラ猫にケガを負わせてしまうことがあります。捕獲器を自分で購入する方法もありますが、まずは猫の扱いや捕獲に慣れているボランティア等に捕獲方法について相談するとよいでしょう。

5 避妊又は去勢手術

メス猫は避妊手術、オス猫は去勢手術を行います。子猫の場合は、性成熟する前（生後6ヶ月頃）までに行いましょう。ノラ猫の寿命は3～5年と言われています。このため、ノラ猫に避妊又は去勢手術を行えば、繁殖を防ぎ、だんだんと数が減っていくことになります。また、手術をすることによりおとなしくなり、発情期の鳴き声やマーキングなども抑えられます。ノラ猫の避妊又は去勢手術は、捕獲の状況により手術の予定が定まらない場合も多く、またノラ猫が持っている病気が院内感染の原因となる可能性がある等、動物病院の負担も大きいようです。事前に、活動に理解のある動物病院へ協力を依頼しましょう。

メモ

猫を搬入する前に獣医師との事前調整を心がけましょう。

動物病院での避妊又は去勢手術の金額は様々です。手術の方法や術後の猫の管理等の理由で料金は異なります。初めて行った動物病院にいきなり値段の交渉をすることは、動物病院の迷惑となるのでやめましょう。

メモ

避妊又は去勢手術したら、獣医師に耳カットをしてもらいましょう。耳カットをすることで、手術済の猫が捕獲されても、再度、開腹することを防げます。



6 エサ場の設置

エサ場はその土地の所有者や管理者の同意を得た上で、地域住民に迷惑がかからない場所を決めておき、それ以外の場所ではエサを与えないようにします。

エサは決められた時間に与え、それ以外は与えないようにしましょう。猫が食べきれだけの量を与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃をしましょう。置きエサは絶対にやめましょう。カラスがきたり、ハエ・ゴキブリなどの害虫が発生したり悪臭の原因にもなります。

残飯を与えた場合には、猫のふん尿の悪臭を誘発し、また、猫が人間の食べ物の味を知ることによりゴミなどを漁ってしまう場合もあるので、キャットフードを与えましょう。

エサをあげていると、管理している猫以外の猫が来ることがあります。

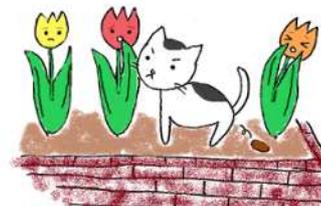
新しい猫が来た場合は、その地域の一員として管理し、世話をすることが望ましいですが、あらかじめ地域で話し合ってから決めておきましょう。



7 トイレの設置

エサをあげることに、トイレの設置・管理はセットで行います。周辺住民の理解が得られる場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。トイレは常に清潔に保ち、排泄物は速やかに片付けましょう。

また、管理している猫が複数いると、全ての猫が設置したトイレだけを使用するとは限りません。定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所に排泄してしまっても、すみやかに処理、清掃します。トイレの掃除に併せてゴミや枯葉などを清掃し、環境美化に努めると、より地域住民の理解が得られるでしょう。

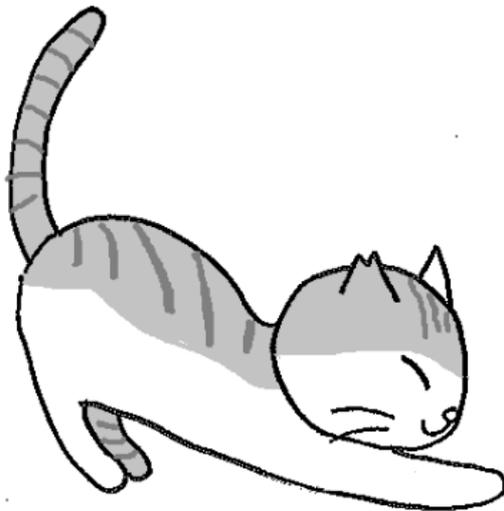


※ トイレの設置については参考様式 8 「猫用トイレの設置」を参考にしてください。

8 地域猫の把握

世話をしている猫全てについて、個別に健康状態等の把握を行います。感染症予防のため健康状態を把握し、異常を見つけた場合は、活動の代表者や獣医師に報告するなどの処置をします。

管理している猫を個別に把握していれば、避妊又は去勢手術を受けていない猫が来ても対処が早くなります。また、エサ代や避妊又は去勢手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。



地域猫活動の進め方

地域猫活動実施予定地域の合意を得る
参考様式 1、2

仲間集めと活動のルール作り
参考様式 3、4

ノラ猫の数の把握、捕獲
参考様式 5、6

地域猫活動の実施
参考様式 7、8、9、10、11

地域猫活動の報告
参考様式 12

各地域の状況に併せて、以下の参考様式をご活用ください。

- 参考様式 1 ●● 地域のノラ猫対策について
- 参考様式 2 ●● 地域のノラ猫の現状と対応について
- 参考様式 3 地域猫ボランティア募集
- 参考様式 4 ●● 地域猫管理者名簿
- 参考様式 5 ●● 地域ノラ猫マップ
- 参考様式 6 ノラ猫捕獲のお知らせ
- 参考様式 7 ●● 地域猫活動マップ
- 参考様式 8 猫用トイレの設置
- 参考様式 9 ●● 地域で管理している地域猫一覧
- 参考様式 10 地域猫活動予定表
- 参考様式 11 「地域猫活動」実施中
- 参考様式 12 「地域猫活動」定期報告



●●自治会長様

団体名 ●●
代表者 ●●

●●地域のノラ猫対策について

●●地域ではノラ猫の糞尿被害等で一部住民の方々が被害を受けています。
私たちは、これ以上ノラ猫を増やさないために、ノラ猫を捕獲し、避妊又は去勢手術をし、元いた場所に戻すTNR活動を実施し、その上でこれらのノラ猫による被害軽減のために地域猫活動を実施したいと考えています。
ついては、●●自治会の皆様に活動について次のとおり説明会を開催したいと思しますので、説明会の開催についてご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

開催日時 ●●年●●月●●日（●曜日） ●●時から●●時
場 所 ●●自治会館
対 象 ●●地域の住民
内 容 ●●地域におけるノラ猫の現状と対応について

問い合わせ先
住所 ●●
氏名 ●●
連絡先 ●●

●●地域のノラ猫の現状と対応について

1 現状

●●地域（●●丁目～●●丁目）には、現在、●●匹のノラ猫が確認されています。このことで、一部の住民がノラ猫の糞尿被害を被っています。以前は数匹を見かけるのみでしたが、子猫が生まれ、増加傾向にあります。

2 問題点

保健福祉事務所や動物保護センターでは、駆除を目的としたノラ猫の捕獲や引取りは一切行ってくれません。

同様に、捕獲したノラ猫を別の場所に遺棄することも法律違反となり、100万円以下の罰金となる場合もあります。

そのため、このまま放置すると、さらに子猫が生まれ、被害地域が拡大する可能性があります。

3 対応（案）

まずは、これ以上増えないよう、確認されているノラ猫を捕獲し、避妊又は去勢手術を行います。

手術後のノラ猫は元いた場所に戻しますが、子猫が生まれなければ、寿命をまっとうした猫から順に数は減っていきます。一般に、ノラ猫は飼い猫よりも過酷な環境にあるため、寿命も5年前後とされています。

元の場所に戻したノラ猫には引き続きエサを与えますが、与える場所や時間を決め、与えた後は清掃を行います。

糞尿被害を減らすため、ノラ猫用のトイレを用意して管理します。その他、周辺の見回りを行い、糞を見つけた場合は清掃を行います。

4 おねがい

ノラ猫問題は、地域の環境問題です。このまま何もしなければ糞尿被害が拡大します。しかし、避妊又は去勢手術を行うには、1匹あたり、●●円ほどが必要です。●●市の補助金を申請しても●●円が不足します。そのため、この費用を自治会費から拠出することをご検討いただけないでしょうか。

また、エサやトイレを管理するには人手が必要です。この活動を行う際は、協力いただける方を募集したいと思いますので、回覧板等で周知することをご了解いただけますでしょうか。

添付資料

- 地域ノラ猫マップ

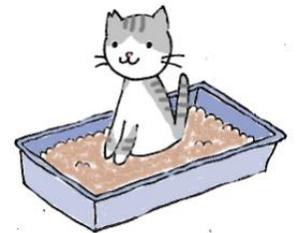
地域猫ボランティア募集

●●自治会では、一緒に地域猫活動に参加していただけるボランティアの方を募集しています。

活動内容の詳細等については、お気軽にお問い合わせください。

【活動内容】

- 1 糞尿の片付け（猫用トイレの設置、定期的な清掃）
- 2 エサの管理（置きエサをしない、エサ場の清掃）
- 3 怪我をした地域猫の動物病院への搬送



等



●●自治会

電話 0 1 2 3 - ●● - 4 5 6 7

●●地域猫管理者名簿

活動団体名 ●●グループ、●●自治会

| 登録 番号 | 氏名 | 住所 | 連絡先 | その他 |
|----------|-------|-----|------|-----|
| 例 | 猫山 ね子 | ●丁目 | 090- | 代表者 |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

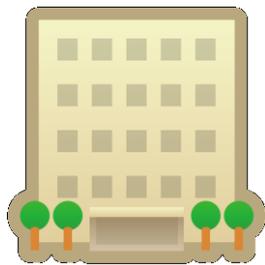
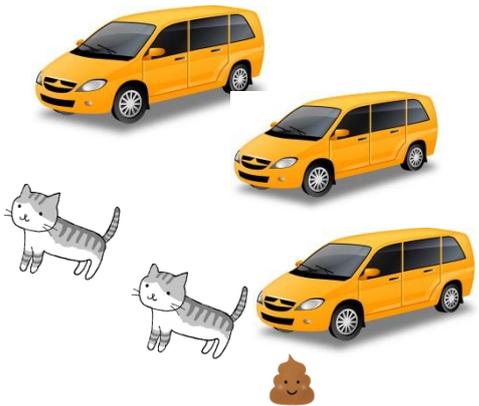
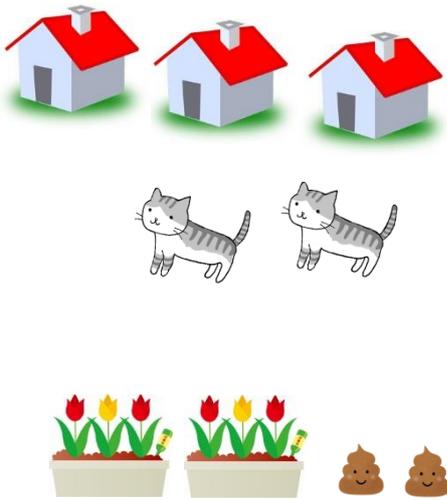
緊急連絡先：090-（●●携帯等）

近隣の動物病院

- ペットクリニック
- 動物病院

●●地域ノラ猫マップ

活動団体名 _____



最終確認日 ●●年●●月●●日

確認者 ●●

ノラ猫捕獲のお知らせ

この地域はノラ猫が増加し、住民に被害が出ていることから、これ以上ノラ猫が増えないように一時的にノラ猫を捕獲し、避妊又は去勢手術を行うTNRを実施します。

【実施期間】

平成●●年●月●日（●）～●日（●）●日間

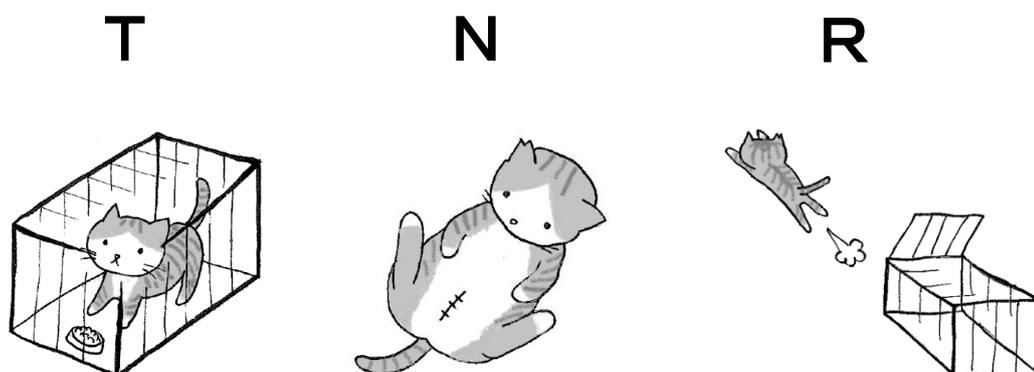
時間 ●●時～●●時

【TNRとは】

ノラ猫を捕獲（T r a p）して

避妊又は去勢手術（N e u t e r）をし、

元いた場所に戻す（R e t u r n）ことです。



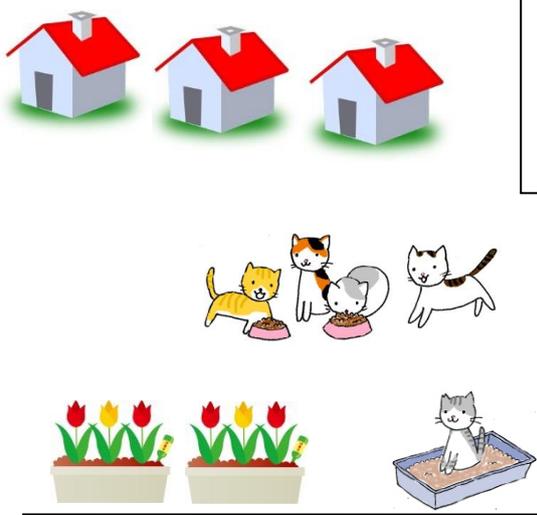
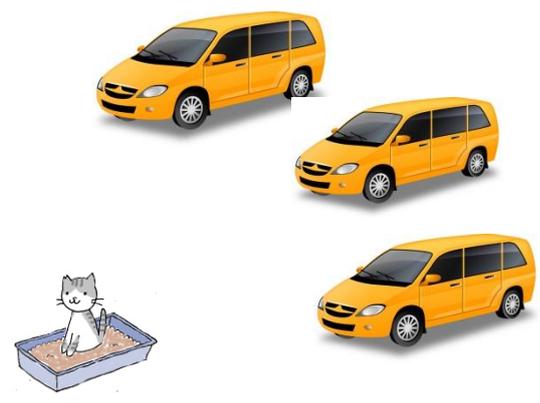
【地域の皆様へのお願い】

- 飼い猫を捕獲しないために、飼い猫を屋外に出している方は、首輪等を付けて飼い主がいることが分かるようにしてください。また、TNR期間中は可能な限り屋外に出さないようご協力をお願いします。
- 効果的に捕獲するため、期間中はノラ猫にエサをあげないでください。
- TNR後の猫の管理（適正なエサやり、掃除等）にご協力いただける方はご連絡ください。



●●自治会

●●地域猫活動マップ

| | |
|---|--|
|  | <p>活動団体名 _____</p>  |
|  |  |

最終確認日 ●●年●●月●●日
 確認者 ●●

猫用トイレの設置

猫は食後にエサ場の近くで用を足します。猫用トイレもエサ場の近くに設置します。この時、猫用トイレがエサ場に近すぎると猫が嫌がるので注意が必要です。

【猫用トイレのポイント】

- ・ 大きいこと（猫の体の1.5倍くらい。プランターや育苗箱がおすすめ）
- ・ カバーがないこと
- ・ 柔らかい土や細かい砂を入れること
- ・ 猫のプライバシーが守られ、かつエサ場や生活の中心から遠くないところに設置すること
- ・ 静かな場所で、夜中も多少の明るさがあるところ
- ・ 猫の数より多くのトイレを設置すること。（設置場所が多いほど効果が上がります）

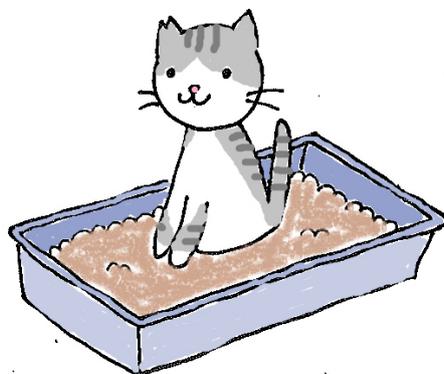
トイレを作ったら、最初に猫の糞をトイレの土や砂に混ぜて、そこがトイレであることを認識させます。猫の関心を引くために、またたびを混ぜることも効果的です。

猫がトイレを使い始めたら、常に清潔に保つようにしましょう。猫は汚いトイレを嫌がります。

【猫用トイレの管理方法】

（例）

- ・ 毎日掃除し、糞を取り除くこと。
- ・ 砂が硬くならないよう、定期的にスコップ等で掘り返すこと。（砂が硬くなると猫が糞尿をしなくなります。）
- ・ 可能であれば、定期的に砂を入れ替えること。



●●地域で管理している地域猫一覧

| 番号 | 種類 | 毛色 | 性別 | 避妊去勢 | 個体明示 | 特記事項 |
|----|-------|----|-----|------|---------|-------------|
| 例 | M I X | 茶白 | ♂・♀ | 済 | 耳カット（左） | 尻尾折れ 曲がり |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

最終確認日 ●●年●●月●●日

確認者 ●●

地域猫活動予定表

●●年●●月

| 日 | 曜日 | エサやり 片づけ | トイレ掃除 | 周辺清掃 | 連絡事項 |
|----|----|-------------|------------|------------|--------------------------------------|
| 例 | | Aさん Bさん | Cさん Dさん | Eさん Fさん | 管理していない猫1匹確認(黒、♀) トイレの破損確認(3番トイレ) |
| 1 | 月 | | | | |
| 2 | 火 | | | | |
| 3 | 水 | | | | |
| 4 | 木 | | | | |
| 5 | 金 | | | | |
| 6 | 土 | | | | |
| 7 | 日 | | | | |
| 8 | 月 | | | | |
| 9 | 火 | | | | |
| 10 | 水 | | | | |
| 11 | 木 | | | | |
| 12 | 金 | | | | |
| 13 | 土 | | | | |
| 14 | 日 | | | | |
| 15 | 月 | | | | |

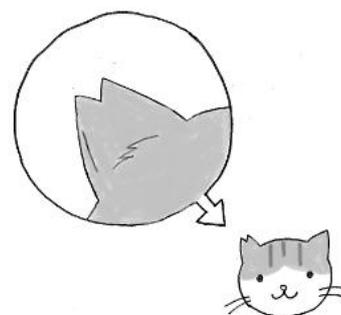
| 日 | 曜日 | エサやり 片づけ | トイレ掃除 | 周辺清掃 | 連絡事項 |
|----|----|-------------|-------|------|------|
| 16 | 火 | | | | |
| 17 | 水 | | | | |
| 18 | 木 | | | | |
| 19 | 金 | | | | |
| 20 | 土 | | | | |
| 21 | 日 | | | | |
| 22 | 月 | | | | |
| 23 | 火 | | | | |
| 24 | 水 | | | | |
| 25 | 木 | | | | |
| 26 | 金 | | | | |
| 27 | 土 | | | | |
| 28 | 日 | | | | |
| 29 | 月 | | | | |
| 30 | 火 | | | | |
| 31 | 水 | | | | |

「地域猫活動」実施中

この地域はノラ猫が増加し、住民に被害が出ていることから、これ以上ノラ猫を増やさないために、ノラ猫に避妊去勢手術を実施して地域猫として管理しています。

【活動内容】

- 1 糞尿の片付け（猫用トイレの設置、定期的な清掃等）
- 2 エサの管理（置きエサをしない、エサ場の清掃等）



【皆様へのお願い】

- 1 避妊去勢手術した地域猫は、耳をV字にカットしています。耳をカットしていない猫や子猫を見かけた場合、下記の間合せ先までご連絡ください。
- 2 地域猫の管理者以外は絶対にエサをあげないでください。

地域猫のエサの量は適正に管理されています。必要以上にエサを食べると糞の量が増えたり、食べ物を吐き戻してしまうことがあります。



●●自治会

電話 0 1 2 3 - ●● - 4 5 6 7

「地域猫活動」定期報告

日ごろから地域猫活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。現在の活動状況等について報告します。

【避妊去勢手術について】

手術済 ●●匹

※ 耳カットをしています。

未手術 ●●匹

※ ●●月までに実施予定です。



【トイレの設置について】

現在、●か所に設置しており、●か所の使用が確認されています。

※ トイレ以外の場所での排泄については、清掃しますのでご連絡ください。

【エサについて】

エサは決まった時間に決まった場所で適切な量を与えています。

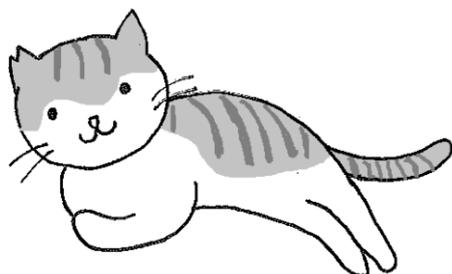
地域猫活動者以外の方が地域猫にエサをあげることは控えてください。

【活動経費について】

現在までに避妊去勢手術代●●円、トイレの設置等●●円

エサ代、トイレの砂等の必要経費が毎月●●円程度

地域猫活動は地域の皆様のご理解・ご協力をいただき、初めて実現できます。活動の趣旨にご賛同いただける方は、ご協力いただくとありがたく存じます。



●●自治会

電話 0 1 2 3 - ●● - 4 5 6 7

【参考資料】

本ガイドラインの策定にあたり、以下の資料を参考にしました。

- 「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
- 「あなただけにできること ―動物の繁殖制限―」
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
- 「捨てず 増やさず 飼うなら一生」
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
- 「「地域猫」のすすめ ノラ猫と上手につきあう方法」
著者 黒澤 泰／文芸社
- 「町会長のための野良猫講座」
日本捨猫防止会、神奈川捨猫防止会
- 「野良猫から地域猫へそして人と動物の共生のために 私達の目標」
日本捨猫防止会

(順不同)

—— 飼い主のいない猫に関する問合せ先 ——

| | |
|-----------------------------|--------------|
| 神奈川県保健福祉局生活衛生部生活衛生課動物愛護グループ | 045(210)4947 |
| 神奈川県動物保護センター | 0463(58)3411 |
| 【神奈川県保健福祉事務所】 | |
| 平塚保健福祉事務所環境衛生課 | 0463(32)0130 |
| 平塚保健福祉事務所秦野センター環境衛生課 | 0463(82)1428 |
| 鎌倉保健福祉事務所環境衛生課 | 0467(24)3900 |
| 鎌倉保健福祉事務所三崎センター生活衛生課 | 046(882)6811 |
| 小田原保健福祉事務所環境衛生課 | 0465(32)8000 |
| 小田原保健福祉事務所足柄上センター生活衛生課 | 0465(83)5111 |
| 厚木保健福祉事務所環境衛生課 | 046(224)1111 |
| 厚木保健福祉事務所大和センター環境衛生課 | 046(261)2948 |
| 【保健所設置市】 | |
| 藤沢市福祉健康部保健所生活衛生課 | 0466(50)3594 |
| 茅ヶ崎市保健所環境衛生課 | 0467(38)3317 |

※ 問合せ先は、平成30年1月現在のものです。

※ 次の各市の所管域については、各市のガイドラインが適用されます。

横浜市：横浜市健康福祉局動物愛護センター 045(471)2111

川崎市：川崎市健康福祉局保健所生活衛生課 044(200)2447

相模原市：相模原市健康福祉局保健所生活衛生課 042(769)8347

横須賀市：横須賀市動物愛護センター 046(869)0040



「神奈川県飼い主のいない猫対策ガイドライン」

発行日 平成30年1月

編集・発行 神奈川県保健福祉局生活衛生部生活衛生課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-1111(代表)